

# 衆議院経済産業委員会内閣委員会財務金融委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会ニュース

平成 25.5.16 第 183 回国会第 1 号

5 月 16 日（木）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

## 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出第 36 号）

- ・麻生財務大臣、茂木経済産業大臣、森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、甘利国務大臣（社会保障・税一体改革担当）、稲田国務大臣（公正取引委員会担当）、山口財務副大臣、山際内閣府大臣政務官、竹内財務大臣政務官、平経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 安藤 裕君（自民）

- ・下請法による「買ったたき」等の実態を把握するために行政が実施している取組の現状について、政府の見解を問う。
- ・「消費税増税法」附則第 18 条では、経済状況等を勘案して消費税増税の可否についての判断を行うとしているが、その判断を政府はいつ行うのか。

### 伊佐進一君（公明）

- ・独占禁止法や下請法による「優越的地位の濫用」に認定された件数を見ても、本法案による転嫁拒否等の取締りは困難を伴うことが予想される。その実効性を担保することはできるのか。
- ・消費税率の引上げに伴う小規模事業者の事務負担の増加に対して政府の支援策はあるのか。また、ガイドラインの早期策定も含めた本法案の今後の取組について稲田国務大臣（公正取引委員会担当）の決意を伺いたい。

### 馬淵澄夫君（民主）

- ・本法案第 8 条により「消費税の転嫁を阻害する表示」を規制する意義として、「買ったたき」や「追従セール」のおそれがあることが挙げられているが、「買ったたき」や「追従セール」を「懸念する声」について、政府はヒアリングを実施していないのではないか。
- ・本法案第 8 条によって表示行為を規制するためには、「消費者に消費税が転嫁されていないかのような誤認を生じさせるおそれがあること」を要件とすべきではないか。

### 古本伸一郎君（民主）

- ・農林漁業者の消費税の円滑な転嫁について、農林水産省はどのような対策を検討しているか。また、タクシー事業者の円滑な転嫁について、国土交通省の対応方針を伺いたい。
- ・麻生財務大臣は、過去の消費税の導入・税率引上げ時には減税措置が併せて講じられており、純増税となるのは今般の一体改革が初めてであることを認識しているのか。

### 今井雅人君（維新）

- ・「消費税の転嫁を阻害する表示」の規制に関して、麻生財務大臣が、本年 4 月 19 日の本委員会における政府の答弁を修正するかのような発言を記者会見の場において行ったことは不適切ではないか。
- ・本法案の策定に当たり、政府は、どのような根拠に基づき、消費税の円滑な転嫁に困難があると認識し、本法案に規定された施策が必要であると判断したのか。

### 重徳和彦君（維新）

- ・具体的にどのような行為が「消費税の転嫁の拒否等の行為」に該当するのか、過去の事例も含めた具体例を伺いたい。
- ・本法案の立案過程において、政府の内部では立法化の要否や実効性などについての議論が行われたのか。

### **小池 政 就君 (みんな)**

- ・短期間のうちに総額表示に戻さねばならないことから価格の表示に関する特例措置は事業者の負担軽減にならないという考え方について、麻生財務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）の当事者である事業者が、抜け駆けして当該カルテルの内容に反する行動を取った場合に、どのように対応するのか。

### **大熊 利 昭君 (みんな)**

- ・平成 25 年度予算における消費税の転嫁対策に係る予算額について伺いたい。
- ・民間事業者が、宣伝効果を期待して意図的に消費税還元セール表示等の違反行為を行うことも考えられるが、この点について森国土大臣（消費者及び食品安全担当）の見解を伺いたい。

### **佐々木 憲 昭君 (共産)**

- ・消費税の納税義務を負うのは事業者であるが、過去の事例や政府の調査結果から見ても中小商店や乗合バス事業者などは消費税の価格転嫁ができていない。こうした事業者に対して、どのような支援策を講じるのか。
- ・EU諸国は乗合バスの運賃を軽減税率の対象としている。我が国においても、地域の基盤となるバス路線をしっかりと支える税制を検討するべきではないか。

### **小宮山 泰 子君 (生活)**

- ・本法案では消費税転嫁拒否等の行為を禁じているが、大規模小売事業者の報復行為に対して、具体的にはどのように対処するのか。
- ・違反行為に対しては、中小企業庁のほか、公正取引委員会等が調査・指導の権限を有する。法解釈の統一のほか、ノウハウの共有が必要になると考えるが、その方策について伺いたい。